

令和8年 富士見町 告示

第 33 号

富士見町エアコン設置促進事業補助金交付要綱  
をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

## 富士見町エアコン設置促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、町民の命と健康を守るため、生活保護世帯を含む市町村民税非課税世帯(以下「対象世帯」という。)のエアコン設置等を支援するために実施する富士見町エアコン設置促進事業に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 富士見町エアコン設置促進事業補助金(以下「補助金」という。)は、前条の目的を達するために、町によって支給される補助金をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、居住する住宅に稼働可能な第 5 条第 1 号に規定する対象設備がない世帯であって、申請日において、町の住民基本台帳に記録されている者(配偶者やその他親族からの暴力等を理由に長野県外に避難している者を除く。)又は長野県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に富士見町に避難している者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 申請日において、生活保護受給世帯と確認できた世帯(保護停止中の世帯を含み、生活保護制度において冷房器具の購入に要する費用が支給できる世帯を除く。)
- (2) 申請日における世帯員全員が、申請日の属する年度(4月15日から6月30日までに申請が行われた場合は、前年度)に市町村民税が非課税であることが確認できた世帯((1)の世帯を除く。)

### (補助金の交付額)

第 4 条 前条の規定により補助対象者に対して交付する補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に定める世帯の世帯主に対する補助金の額は、第 6 条に定める補助対象経費と 73,000 円を比較して、低い額とする。
- (2) 前条第 2 号に定める世帯の世帯主に対する補助金の額は第 6 条に定める補助対象経費に 3 分の 2 を乗じた額(千円未満切捨て)と 48,000 円を比較して低い額とする。

### (対象設備)

第 5 条 補助の対象となる設備の種類は、次に掲げるとおりとし、補助対象者の居住する住宅に対して 1 台の設備を補助対象とする。ただし、居住する住宅に稼働可能な(2)に定める設備がある場合、(2)は補助対象の設備としない。

- (1) 家庭用品質表示法施行令に規定される「エアーコンディショナー」のうち、以下

に掲げる設備

ア 壁掛け型エアコン

イ 床置き型エアコン

ウ ウインドエアコン(窓用)

エ ポータブルエアコン

(2) 室温を下げるため、コンセントから直接給電する電気冷風機及びペルチェ式クーラー(充電式のものを除く)

(対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業のうち次に掲げる費用とする。

(1) 設備費(補助対象設備1台の購入に必要な費用)

(2) 工事費(補助対象設備1台の設置に必要な経費)

(受給権者等)

第7条 補助金の受給権者は、補助対象となる世帯の世帯主とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に町に避難している者は、居住実態により町長が認める者とする。

(申請)

第8条 補助金の支給を受けようとする者は、対象設備購入前に富士見町エアコン設置促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)による申請を行う。

(代理による申請)

第9条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 申請日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) その他、町長が特に認める者

2 代理人による申請書の提出があったときは、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、代理人が第1項(1)の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項(2)及び(3)の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(交付申請の受付期間)

第10条 前条の規定による本補助金の交付申請の受付は、町長が定める期間に行うものとする。

2 前項の受付は、先着順とし、町の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了することとする。

3 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、

当該順位が上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で次条の交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第 11 条 町長は、第 8 条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、富士見町エアコン設置促進事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)による交付決定を行う。

2 町長は、申請者について第 3 条に規定する対象者と認められない又は申請する設備が第 5 条に定める補助対象設備と認められないとき若しくは予算の範囲を超えるときは、富士見町エアコン設置促進事業補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)による本補助金の不交付決定を行う。

(変更申請)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた後、補助申請額の増額が必要な場合、第 10 条に定める期間に、富士見町エアコン設置促進事業補助金変更承認申請書(様式第 4 号。以下「変更申請書」という。)による変更申請を行う。

(変更交付決定)

第 13 条 町長は、前条の規定により変更申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、変更交付決定を行う。

2 前項の審査の結果、町長は、変更申請する設備が第 4 条に定める補助対象設備と認められないとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の変更交付決定は行わない。

(実績報告)

第 14 条 第 11 条の交付決定又は第 13 条の変更交付決定を受けた者は、第 5 条に定める対象設備の設置が完了した後、速やかに、富士見町エアコン設置促進事業補助金実績報告書(様式第 5 号。以下「実績報告書」という。)による実績報告を行う。

(補助金の交付額の確定)

第 15 条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、実績報告の額をもって、補助金の交付額の確定を行う。

2 前項の規定に関わらず、第 11 条により交付決定を行った額(第 13 条により変更交付決定を行った額を含む。以下同じ。)が実績報告の額より小さい場合、交付決定を行った額により補助金の交付額の確定を行う。

(補助金の交付)

第 16 条 町長は、前条の交付額の確定を受けた者から、富士見町エアコン設置促進事業補助金交付請求書(様式第 6 号。以下「交付請求書」という。)が提出された場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

2 代理人による交付請求は、富士見町エアコン設置促進事業補助金請求書兼委任状(様式第 7 号。以下「委任状」という。)を提出する。またこの場合、町は、代理人が第 9 条の規定により代理申請のあった当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 代理人から交付請求を受けた場合、委任状により代理人へ委任払いを行うことができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 町長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) 第 14 条に規定する実績報告を行わないとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、富士見町エアコン設置促進事業補助金交付取消決定通知書(様式第 8 号)により速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 本補助金交付決定者又は委任払いを受けた代理申請者は、本補助金が交付された後、前条の規定に基づき町長が本補助金の交付決定を取り消した場合、町長が定める期間内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 19 条 補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 20 条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

富士見町エアコン設置促進事業補助金交付申請書

年 月 日

富士見町長 様

富士見町エアコン設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

申請者（世帯主が申請してください）				
申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
	現住所	(〒 - )	連絡先(電話番号)	
	居住する住宅の所在地	(〒 - )	居住する住宅の所有者	氏名
※代理申請の場合に記載。				
代理申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
	現住所	(〒 - )	連絡先(電話番号)	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 世帯主と同一世帯の世帯員 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他
申請者以外の世帯員（同じ世帯にいる人）	氏名	申請者からみた続柄	生年月日	所得の有無
	1	配偶者・子・父・母・その他	大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	2	配偶者・子・父・母・その他	大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	3	配偶者・子・父・母・その他	大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	4	配偶者・子・父・母・その他	大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	5	配偶者・子・父・母・その他	大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

購入希望機種及び設置予定時期	
1	メーカー名・機種名(型番)
2	購入金額(設置費用含む。)
3	事業完了の予定日

世帯の収入状況 及び 申請の上限額		
世帯の収入等の状況		申請の上限額
いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である。	48,000 円
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯である。	73,000 円

交付申請額の算定	
交付基本額(※1)	
交付申請額(※2)	

※1 交付基本額は、住民税非課税世帯の場合、購入金額(設置費用含む。)の3分の2(千円未満切捨て)の額、生活保護世帯は購入金額(設置費用含む。)とする。

※2 交付申請額は、交付基本額と、世帯の収入状況に応じた申請の上限額を比較し、いずれか低い額とする。

個人情報の利用に関する同意 兼 エアコン設備の設置に関する誓約書	
<p>申請者(代理申請者)及び世帯員は、この補助金の認定に必要な範囲で、富士見町における住民記録情報及び税務情報、生活保護法に基づく受給の状況を調査し、取得した情報を利用することに同意します。また、調査の結果、申請書の内容に修正が必要な場合、修正を行います。</p> <p>また、申請時に、世帯が現に居住する住宅に稼働可能なエアコンが設置されていないことを誓約し、必要に応じて富士見町が関係機関等から情報の提供を受けることに同意します。また、エアコン設備を設置することについて、居住する住宅の所有者に同意を得ていることを誓約します。</p>	
同意者(誓約者)	

- 添付書類
- 1 設置しようとするエアコンの購入及び設置費用がわかる書類
  - 2 エアコンの本体及び室外機の設置予定場所の写真
  - 3 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第11条関係）

富士見町エアコン設置促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

富士見町長

先に申請のあった富士見町エアコン設置促進事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

記

補助金交付金額

円

補助金交付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき
- （2）本補助金交付決定者から文書で申請の取り下げがあったとき
- （3）その他、この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき

様式第3号（第11条関係）

富士見町エアコン設置促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

富士見町長

先に申請のあった富士見町エアコン設置促進事業補助金について、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

理 由

富士見町エアコン設置促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

富士見町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話  
代理申請者 住所  
氏名  
電話  
申請者との関係

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業を下記のとおり変更  
したいので、承認してください。

記

1 変更理由

2 変更内容

購入希望機種及び設置予定時期	
1 メーカー名・機種名(型番)	
2 購入金額(設置費用含む。)	
3 事業完了の予定日	

交付申請額の算定	
申請の上限額	
交付基本額(※1)	
変更交付申請額(※2)	
既交付決定額	
増加額	

※1 交付基本額は、住民税非課税世帯の場合、購入金額(設置費用含む。)の3分の2(千円未満切捨て)の額、生活保護世帯は購入金額(設置費用含む。)とする。

※2 交付申請額は、交付金基本額と、世帯の収入状況に応じた申請の上限額を比較し、いずれか低い額とする。

富士見町エアコン設置促進事業補助金実績報告書

年 月 日

富士見町長 様

申請者	住所	
	氏名	
	電話	
{	代理申請者	住所
		氏名
		電話
	申請者との関係	

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業が完了しましたので、  
下記のとおり報告します。

記

1 購入したメーカー名・機種名(型番)	
2 購入金額(設置費用含む。)	
3 事業完了日	

実績額及び確定額の算定	
申請の上限額	
交付基本額(※1)	
実績額(※2)	
既交付決定額	
確定額 (実績額と既交付決定額のいずれか低い額)	

※1 交付基本額は、住民税非課税世帯の場合、購入金額(設置費用含む。)の3分の2(千円未満切捨て)の額、  
生活保護世帯は購入金額(設置費用含む。)とする。

※2 交付申請額は、交付金基本額と、世帯の収入状況に応じた申請の上限額を比較し、いずれか低い額とする。

添付書類

- 1 設置したエアコンの購入及び設置費用がわかる書類
- 2 エアコンの本体及び室外機の設置後の写真
- 3 その他市長（町村長）が必要と認める書類

富士見町エアコン設置促進事業補助金交付請求書

年 月 日

富士見町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のありました富士見町エアコン設置促進事業  
補助金を下記のとおり請求します

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先口座（委任状（様式第7号）提出の場合は、提出不要）

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

添付書類

- 1 振込先の口座が分かる書類（通帳の写し等）

富士見町エアコン設置促進事業補助金請求書兼委任状

年 月 日

富士見町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

私は、富士見町から支給される「富士見町エアコン設置促進事業補助金」に係る債権の受領の権限を下記の者に委任します。

記

- 1 受任者  
住 所  
（事業所名）  
氏名  
（事業所の場合、代表者氏名）

- 2 振込先口座

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

添付書類

- 1 振込先の口座が分かる書類（通帳の写し等）

富士見町エアコン設置促進事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日

様

富士見町長

先に申請のあった富士見町エアコン設置促進事業補助金について、下記の理由により決定を取消したので通知します。

記

1 理 由

2 補助金交付決定取消し金額

円